

第3回 日進市空家等対策協議会 資料

平成28年12月14日

本日の議題

- (1) 日進市空家等対策計画（素案）について
- (2) 日進市空家バンクの概要について
- (3) 日進市空家バンク定住促進リフォーム補助の概要について

議題（1）

日進市空家等対策計画（素案）について

議題（2）

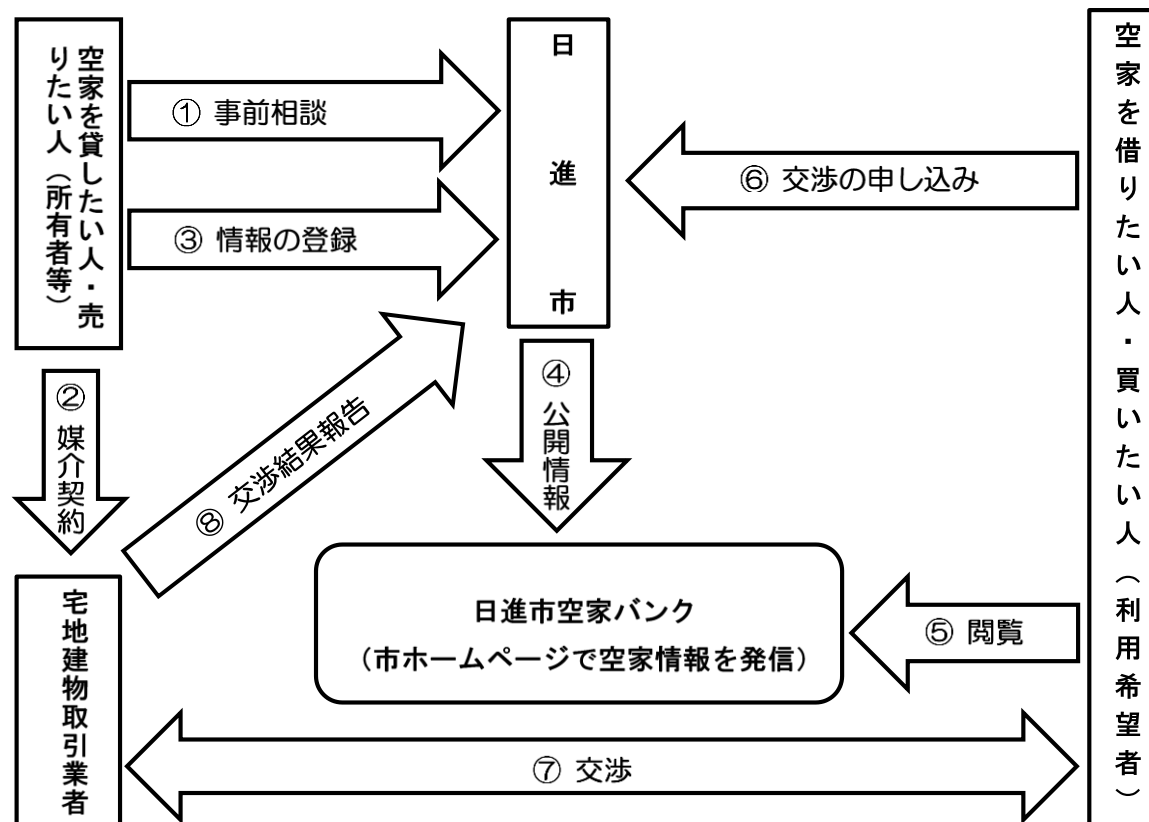
日進市空家バンクの概要について

2. 日進市空家バンクの概要について

【目的】

安全に居住可能な空家の有効活用の手段として、売却又は賃貸を希望する空家情報を市ホームページで発信し、利用希望者に紹介することで、本市への定住促進や地域活性化につなげる

【空家バンクのイメージ】



2. 日進市空家バンクの概要について

【本市の空家バンクの特徴】

- ・所有者等はあらかじめ宅地建物取引業者と媒介契約を締結した上で、空家バンクへの情報登録申請を行う
- ・空家の所在地情報は、町名に限り発信することから、場所が特定しにくく、悪戯などの防犯面への配慮した仕組みとしている
- ・物件確認や交渉などは、宅地建物取引業者を介して行うため、個人情報の漏洩や取引に関するトラブルなどの防止に配慮した仕組みとしている

【空家等対策の連携協力に関する協定】

空家バンクを空家所有者及び利用者に安心して利用していただくために、専門的な知識や豊富な経験を持つ団体と協力して空家対策を進めていくことが必要であるため、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会東名支部と連携協定を締結した

【協定に規定した協力内容】

- ・空家バンクを介して行う空家の売買又は賃貸借に関すること
- ・空家等の相談に関すること
- ・その他、空家等対策の円滑実施のために必要な事項

議題（３）

日進市空家バンク定住促進リフォーム 補助の概要について

3. 日進市空家バンク定住促進リフォーム補助の概要について

【目的】

空家バンクを利用して空家を購入し、本市に定住する者の住環境整備に係る経費の一部を補助することで、本市の空家の活用を通じた定住の促進を図る。

【補助対象者の主な要件】

- ・空家バンクを利用し、空家を購入した者
- ・空家の取得日から1年以内に事業者を利用し、リフォームを行う者
- ・取得日前1年以上継続して日進市外に居住していた者又は市内に居住していたが、婚姻により一時的に日進市外に居住していた者
- ・3年以上継続して購入した空家に居住する者

【補助金交付額】

予算の範囲内で、リフォームに要する費用の額（税抜）の1/2以内
(上限30万円)

3. 日進市空家バンク定住促進リフォーム補助の概要について

【補助対象となるリフォームの種類】

- 1 . 増築工事
- 2 . 台所、浴室、洗面所又は便所の修繕工事
(これらに付随する設備工事を含む。)
- 3 . オール電化住宅工事
- 4 . 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
- 5 . 外壁の張替え工事又は塗装工事
- 6 . 部屋の間仕切りの変更工事
- 7 . 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
- 8 . 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
- 9 . ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
- 10 . 雨どい等の取替え工事又は修理工事
- 11 . バリアフリー改修工事